【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長ＣＯＯ 石井敬太
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
【報告義務発生日】	2026年11月6日
【提出日】	2026年11月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	・株券等保有割合が１％以上増加したこと ・保有目的の変更 ・当該株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社シグマクシス・ホールディングス
証券コード	6088
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	伊藤忠商事株式会社
住所又は本店所在地	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1949年12月1日
代表者氏名	石井敬太
代表者役職	代表取締役社長ＣＯＯ
事業内容	総合商社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務部 資金・投資管理担当室長 林直樹
電話番号	03-3497-7138

（２）【保有目的】

1．提出者が発行者との間で締結した2026年11月6日付資本・業務提携契約（以下「本資本・業務提携契約」といいます。）に基づく資本・業務提携の強化、および発行者を提出者の持分法適用会社とすることを目的とした株式の保有です。
2．提出者および発行者は、本資本・業務提携契約において、提出者の発行者に対する議決権保有割合が20%以上である場合、提出者が、発行者の監査等委員でない非常勤取締役候補者を1名指名することができること等を合意しており、提出者は、かかる指名権に基づき、発行者の監査等委員でない非常勤取締役候補者の指名を行う予定です。
3．提出者は、2026年11月6日付で、以下の方法により発行者の普通株式合計9,000,000株（株券等保有割合10.47%）を取得することを決定しております。
(1) 提出者は、2026年11月6日付で、TISI株式会社との間で、提出者が同社から市場外取引により普通株式6,585,000株を1株あたり580円で譲り受けることを内容とする株式譲渡契約を締結しており、2026年12月15日（または同社との間で別途合意する日）に株式の引渡しを受ける予定です。
(2) 提出者は、本資本・業務提携契約に基づき、第三者割当ての方法による自己株式処分により、2026年12月15日に発行者から普通株式2,415,000株を1株あたり580円で取得する予定です。

（３）【重要提案行為等】

該当事項なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	14,785,000	0	0	0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 0	-	H 0	O 0
新株予約権付社債券（株）	B 0	-	I 0	P 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	J 0	Q 0
株券預託証券	0	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	K 0	R 0
株券信託受益証券	0	0	0	0
株券関連信託受益証券	E 0	0	L 0	S 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	M 0	T 0
他社株等転換株券	G 0	0	N 0	U 0
合計（株・口）	V 14,785,000	W 0	X 0	Y 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			0
保有株券等の数（総数） （V＋W＋X＋Y－Z－AA）	AB			14,785,000
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			0
保有潜在株券等の数 （A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N＋O＋P＋Q＋R＋S＋T＋U＋AC）				0

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年11月6日現在）	AD	85,977,240

提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	0
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	0
上記提出者の株券等保有割合（%）（AB／（AD＋AE－AF）×100）		17.20
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		8.85

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年11月6日	普通株式	6,585,000	7.66	市場外	取得	580

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1．提出者は、2026年11月6日付で、TISI株式会社との間で、提出者が同社から市場外取引により普通株式6,585,000株を1株あたり580円で譲り受けることを内容とする株式譲渡契約を締結しており、2026年12月15日（または同社との間で別途合意する日）に、同契約に基づき、株式の引渡しを受ける予定です。
2．提出者および発行者は、提出者および発行者双方の既存事業の強化・拡大、新規事業の創出に向け、両者の持つリソース、ノウハウを結集し業務提携を推進することを目的として、2026年11月6日付で本資本・業務提携契約を締結しており、本資本・業務提携契約において、以下の事項について合意をしております。
(1) 自己株式処分の引受け
発行者は、第三者割当ての方法による自己株式処分により、発行者の普通株式2,415,000株（株券等保有割合2.81%）を提出者に割り当て、提出者はその総数を引き受けること
(2) 発行者株式の取得および処分に関する合意
提出者は、上記(1)の引受け後1年間（以下「譲渡禁止期間」といいます。）、発行者の事前の承諾なく発行者株式を第三者に譲渡しないこと
譲渡禁止期間経過後に、提出者が保有する発行者株式の全部または発行者の議決権保有割合10%以上に相当する一部を譲渡しようとする場合には、譲渡する株数、譲受候補者および譲渡の主要条件を発行者に通知し、発行者が自らまたはその指定する者による全部の取得を希望するときは、30日間誠実に協議すること。ただし、特定の第三者に譲渡する場合には、発行者の事前の承諾を取得すること
提出者グループの発行者に対する議決権保有割合が5%以上である間、提出者は、自らまたはその子会社を通じて、発行者の事前の書面による承諾なく、取得の直後における提出者グループの議決権保有割合が30%を超えることとなる発行者株式その他の株式等の取得（デリバティブその他の取引を通じた実質的な取得を含みます。）を行わないこと
(3) 株式引受権
提出者の発行者に対する議決権保有割合が20%以上である場合、発行者が提出者グループの議決権保有割合に影響を与える行為を実施することにより、提出者の発行者に対する議決権保有割合（完全希薄化後の株式数を前提とします。）が上記(1)の引受けの実行直後の割合を下回るときは、提出者は、発行者に対し、提出者に対する第三者割当増資その他当事者が別途合意する方法により、当該割合を上限として提出者が指定する議決権保有割合を維持するために必要な措置を講じるよう請求することができ、発行者は、法令等に違反しない範囲で当該措置を講じること
(4) 取締役の指名権
提出者の発行者に対する議決権保有割合が20%以上である場合、提出者は、発行者の監査等委員でない非常勤取締役候補者を１名指名することができること

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	7,376,050
借入金額計（AH）（千円）	0
その他金額計（AI）（千円）	0
上記（AI）の内訳	2022年4月1日 株式分割（1:2）で2,050,000株取得。 2024年12月1日 株式分割（1:2）で4,100,000株取得。
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	7,376,050

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地